

令和5年度

事業計画書



社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

令和5年度 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

令和5年度は、国の方針決定を受け、「アフターコロナ社会」の本格的な到来を迎えることが想定されます。とはいえ、約4年にわたるコロナ禍が与えた影響は大きく、休止や縮小が続いた“地域活動”や“集う機会”が自然と元通りになることは無いといっても過言ではありません。また、コロナ禍で生じた“経済的困窮”や“社会的孤立”“つながりのさらなる希薄化”といった様々な生活課題・福祉課題も同様に、今後すぐに解消されることなく継続していくことは明らかです。

これらの現状や課題に向き合い解決していくためには、住民や地域団体、ボランティア、事業所、学校、行政や市社協などの様々な団体・機関等が連携協力し、それぞれの強みを活かし合いながら多様な取組や実践を推進していくことが不可欠です。そして、本会は、地域福祉推進の中核的機関として、みんなで取組を推進していくための舵取り役を果たすことが求められています。

決して容易ではない舵取りではありますが、本会では、これまでも地域福祉推進委員会をはじめ、様々な団体・機関等が参画する協議の場やネットワークづくりに力を入れて取り組んできております。その中では、市内における地域活動や生活課題・福祉課題の「いま」や「これから」について意見やアイデアを出し合い、連携協力による取組の実践や挑戦を行ってきたところです。アフターコロナ社会への対応においても、これらの場やネットワークを活かした取組をしっかりと押し進めていきます。

加えて、本会が主体となって推進していく事業として、令和5年度では“災害ボランティアセンターの体制や連携の強化”“新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付の償還や免除手続きにかかる相談対応”“法人後見の本格的な受任”などに取り組んでいきます。また、市では「**重層的支援体制整備事業**」を本格的に実施することから、本事業の位置付けで受託する“生活支援体制整備事業”“子ども・若者を応援するひとづくり・地域づくり推進事業”“我が事・丸ごとの地域づくり推進事業”を着実に推進し、本会自身の役割をしっかりと果たしていきます。

介護保険事業部門でも長引くコロナ禍は訪問・通所・居宅の各事業に大きな影響を与えましたが、改めて介護保険事業部門のスローガンである「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できるように支援します」を旨に、利用者の持てる力を奪うことなく、その人らしい暮らしが送れるよう自立の支援に努めていきます。

特に通所介護事業では昨年度までコンサルタントと共に業務改善に取り組み、利用者と共にエコ活動等に取り組んだ結果、いくつかのメディアで取り上げてもらうなど、特色あるデイサービスへと徐々に変化を遂げてきました。そのことが利用者の増や収益増につながるにはまだまだ道半ばですが、ご利用者に選んでいただけるデイサービスになるように取り組みを継続していきます。

貸衣装事業については、長引くコロナ禍で様式の変容はあったものの冠婚葬祭の再開もあってか利用も徐々に回復の兆しを見せています。より多くの方々にご利用いた

だけのよう広報紙をはじめホームページやソーシャルネット等による積極的な発信に注力していきます。また、引き続き利用しやすい仕組みづくりを検討するとともに、その利益を地域福祉推進のための財源とできるように進めて行きます。

最後に、第2次基盤強化計画は2年目に入ります。安定的な経営体制の確立をはじめ職員の処遇の見直しや働き方の効率化・適正化、地域福祉推進の事務局としての機能強化等取り組むべきことは多々ありますが、一つ一つ着実に取組を進めていきます。

II. 令和5年度 重点事項4本柱

1 「多様なつながり」のある地域づくり・ひとづくり

(地域福祉推進事業の充実と推進)

5年先・10年先、さらには「アフターコロナ社会」を見据えて、私たちの暮らすまちがこうであってほしいという願いを形にしていくため、これまで取り組んできた「おたがいさんの見守り合い・助け合い・支え合い」の地域づくりを進めます。

また、子どもや高齢者といった世代や年齢に関係なく、そして、さまざまな障がいや生きづらさ、困りごとのある人など、誰もが社会とつながり、さまざまな参加のカタチにより地域でいきいきと活躍でき、平時にも災害時にも生きるひとづくりを行います。

2 「福祉まるごと連携」の相談体制づくり

(相談援助、生活支援活動の充実と推進)

問題を複雑化、深刻化させないためにも、ニーズを早期に発見し、適切な相談支援につなぐ取組を進めます。併せて、自らSOSを発信しづらい人へのアウトリーチや寄り添い支援を行うことで、制度の対象になるかどうかに関わらず放っておくことなく、さまざまな相談機関とのネットワークを生かしながら、相談者の思いや背景を尊重し、寄り添いながらそのペースに合わせて考える伴歩型^{*}とも言うべき取組を進めます。

※「伴歩」という言葉は、「伴走」よりもさらにゆっくり寄り添うことを意味する造語です。

また、さまざまな困りごとに対応するため、地域住民による助け合いはもとより、地域包括支援センターや相談支援事業所等の多様な専門機関（職）、行政、団体との協働のもとに「まるごと連携」の相談体制の充実に取り組みます。

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々などが安心して生活できるよう、権利擁護支援を行います。

3 介護保険、障害福祉サービス事業の充実

介護保険、障害者総合支援、介護予防・日常生活支援の安定した運営による質の高いサービスを提供し、高齢者、障害者が地域で安心して生活できるよう支援していくとともに、収益を地域福祉の推進にも役立てていきます。

4 組織基盤の整備と強化

社会福祉法に則り「ガバナンスの強化」に取り組むとともに、事務局組織の適正な運営を進めるため、経営機能・財務規律および内部連携を強化していきます。

また、それぞれの分野において専門性を発揮できる人材の確保・育成に努めるとともに、職員一人ひとりが多様な経験を積むことができ、スキルアップしていくことで柔軟性や対応力の高い組織づくりを進めます。

Ⅲ. 事業計画

《重点項目：地域福祉推進事業の充実と推進》

○地域支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域福祉推進事業]

1 地域福祉活動計画推進事業

令和4年度から令和8年度を計画期間とする「地域福祉活動計画・第2次計画」に掲げる地域福祉推進の活動理念“多様な「つながり」が「暮らし」と「いのち」を守る”を実現していくために、地域福祉推進委員会での情報共有や意見交換、各実践取組の推進チームをはじめとする各団体・機関での取組や検討を通して、計画に基づく事業の推進と実践を図ります。

また、各学区（地区）における「住民福祉活動計画・第2次計画」について、策定後の活動推進を支援することで、それぞれの地域に根差した住民主体の地域づくりをサポートします。

- ・地域福祉推進委員会の開催（年2回）
- ・各実践取組の推進チームによる取組の推進【拡充】
- ・各学区（地区）「住民福祉活動計画・第2次計画」の取組への事業費助成【拡充】

2 学区（地区）社協活動推進事業

各学区（地区）社協の活動の推進に向け会長会を開催し、学区（地区）間の情報共有と取組の活性化を図るとともに、各学区（地区）における地域福祉活動に要する事業費を助成します。

- ・定例学区（地区）社協会長会の開催（年7回）
- ・学区（地区）社協活動助成
- ・多様なつながりづくり（学び合いや体験・実践）推進事業助成

[助成対象事業]

- ・介護や認知症、障がい、健康づくり、子育て、いじめ問題などの地域の福祉課題への理解を深めるための各種福祉懇談会等の開催
- ・住民相互の交流や閉じこもり予防、孤立の防止を目的としたふれあい活動（給食・会食）や料理教室、高齢者宅への訪問活動、あいさつプラスOne運動等の実施
- ・高齢者や障がいのある人、子育て世代などが定期的に気楽に集える場所としての地域サロンの開催
- ・学区（地区）社協広報啓発事業助成

※敬老行事開催補助は、市から学区（地区）社協への直接助成に変更

3 生活支援コーディネーター設置事業

住民や地域のさまざまな団体・機関等が、自らが暮らす地域の強みや福祉課題について話し合い、10年先・20年先を見据えた地域づくりを進めていくことができるよう、住民主体の協議の場の定着と充実を図るとともに、第2次住民福祉活動計画の推進をはじめとする多様な地域活動の推進をサポートします。

また、アフターコロナ社会の到来の時機を逃すことなく、コロナ禍で集う機会やつながりが減少している地域へ積極的に入り込み、住民同士の交流の場や声かけ、居場所づくりや見守り合い・助け合い・支え合いの活動など住民主体によるあらゆる地域活動について、活性化や再開、立ち上げや定着に向けたサポートを行います。また、地域活動や社会資源の情報の収集、地域における困りごとや福祉課題の把握を行うとともに、人と人、人と活動・モノ・情報等のさまざまなコーディネートを行うことによりネットワークを構築し、住民のやりがいや生きがいにつながる活動や場、仕組みづくりを推進します。

これらの実践に向け、主に市域における取組を推進する“地域支え合い推進員”として、第1層生活支援コーディネーターを1名、小学校区や自治会での取組を推進する第2層生活支援コーディネーターを7名、配置します。

- ・第1層生活支援コーディネーターの配置 1名
- ・市域におけるテーマ別協議体の開催および重点取組の推進
 - ・高齢者の「移動外出支援」にかかる各取組の推進
 - ・住民互助による送迎支援の取組の推進
 - ・デイサービス等の車両活用による送迎事業（「ひこねおでかけサポート号（仮）」の運行支援【新規】
 - ・高齢者が利用できる移動外出支援サービスの一覧発行
 - ・送迎支援ボランティア養成講座、安全運転講習の開催
 - ・高齢者の「平時における安否確認」にかかる検討会議の開催 年2回程度
 - ・新たな重点取組（生活支援のしくみ等）にかかる検討会議の開催 年2回程度
- ・第2層生活支援コーディネーターの配置 7名（兼務7名）
- ・小学校区ごとの住民主体の協議の場および地域活動の推進
- ・地域におけるさまざまな居場所づくりや見守り合い・助け合い・支え合い活動の推進
- ・学区別「助け合い・支え合いフォーラム」の開催 5学区
- ・見守り合い協力事業所との連携強化 実施40事業所
- ・保健と介護の一体的な実施との連携

4 見守り合い活動推進事業

つながりの希薄化等により地域で孤立することなく、平時や災害時に関わらず困ったときや助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるようなつながりのあ

る地域づくりを進めます。

市内の各自治会において“地域の課題や困りごとの早期発見”ができるよう、日頃からご近所をはじめ住民同士が気かけ合い、見守り合う地域づくりや仕組みづくりを進めます。また、住民同士で解決できない困りごとや課題について、住民と専門職の共有の機会として「見守り会議」を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。地域での困りごとや生活課題は複雑多様化しており、対応や解決に向けた専門職間での情報共有を図ることで地域での見守り合い活動を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを応援します。

- ・地域見守り合い活動推進助成（自治会向け） 実施45自治会
 - ※見守り合い活動＋関係者による見守り会議の実施
 - ※新規立ち上げ 10自治会
- ・地域における困りごとの把握および解決や支援に向けた情報共有、連携

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域づくりボランティアセンター事業]

5 みんなの地域づくり推進事業

“地域丸ごと連携”の実現をめざし、住民個人や自治会、ボランティアグループ、NPO、民生委員児童委員、事業所等による“地域の課題や困りごとの早期発見”“助け合い・支え合い体制の構築”“多様なカタチのボランティア参加”を進めるため、「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置し、地域や学校、企業等への出前講座や福祉教育、地域福祉活動における担い手づくりやボランティアニーズのマッチング、ネットワークづくり、地域福祉を推進する団体・グループの活動支援などの事業を推進します。加えて、“さまざまな背景や生きづらさを有する人の社会参加”を支援していくため、「参加支援員」を配置し、社会的就労の場やボランティア活動での受入れの推進に向けた活動者・団体、事業所等への働きかけや福祉理解の促進を図るとともに、参加可能な場の情報収集および新たな場づくりを行う団体等へのサポートを行っていきます。

ボランティアセンターとして、多様な個別相談を受け入れる体制に力を入れつつ、「ボラカフェ」では、ボランティアに関心のある人、ない人に関わらず参加できるようなフラットな場づくりを行い、人や情報、アイデアが混ざり合う市民交流の場づくりを促進していきます。

これらの地域福祉やボランティアに関する取組の輪を広げていくことを目的に、企画運営をボランティア参加型で行う「ボランティアフェス（仮称）」を引続き開催します。

さらに、地域での住民の生活を豊かにし元気な生活を応援するとともに、さまざまな生活支援の一環とすることを目的に、移動外出支援車両「おたがいさんさん号」や地域活動支援車両「おたすけトラ（軽トラック）」、サロングッズなどの「ふくしのまちづくり応援グッズ」の貸出しを行います。

- ・“地域の課題や困りごとの早期発見” “助け合い・支え合い体制の構築” “多様なカタチのボランティア参加” の推進
 - 地域づくりボランティアコーディネーターの配置 10名（兼務10名）
 - 福祉の出前講座・福祉教育の実施
 - ボランティアニーズのマッチング
 - ボランティア活動にかかるネットワーク構築意見交換会
 - ボランティアグループ、福祉団体等への活動助成
 - 福祉のまちづくり活動助成 モデル1事業
- ・“さまざまな背景や生きづらさを有する人の社会参加” の支援
 - 参加支援員の配置 4名（兼務4名）
 - 社会的就労の場やボランティア活動などへの社会参加支援
 - インクルーシブボランティアにかかる啓発資料の活用
 - 福祉理解を深めるための講座（活動者・団体向け）の開催 年間1回
 - 参加可能な場の情報の一覧化
 - 新たな場づくりを行う団体へのサポート（情報提供、立ち上げ支援等）
- ・「ボラカフェ」「プチ講座」の実施 第1・第3・第5水曜日午前
- ・「ボランティア募集キャンペーン」の実施
- ・ボランティア情報の発信およびマッチングツールとしての公式LINE (voluntas+) の活用【新規】
- ・「ボランティア活動啓発リーフレット」の活用による座談会等の実施
- ・地域活動やボランティア活動におけるオンライン活用のサポート
- ・「ボランティアフェス（仮称）」の開催 11月上旬
- ・ボランティアコーディネーター力Upプログラムの実施
- ・活動拠点づくりに向けた空き家活用
- ・市内モデル地区（5小学校区）における「丸ごと」の地域づくり推進
- ・「おたがいさんさん号」「おたすけトラ」「ふくしのまちづくり応援グッズ」の貸出し
- ・地域福祉の推進団体（市民児協連、身体障害者更生会）事務の実施
- ・「ふくしの店」による障害者作業所製作品のあっせん
- ・市内店舗等への「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置
- ・ちょいボラ活動（ベルマーク、古切手、ペットボトルキャップ、プルトップ等の寄付）の推進
- ・ボランティア活動保険の受付および加入促進
- ・火災り災世帯や困窮世帯等への緊急支援（見舞金、物資・食糧支援等）

6 彦根市社会福祉大会開催事業

「ボランティアフェス（仮）」の開催に合わせて、社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与するとともに、被表彰者の活動を広く発信することにより、ボランティアや社会福祉活動に携わる市民の意欲や活力の向上を図ります。また、表彰の場としての社会福祉大会について、より趣旨に沿った開催方法等を検討します。

- ・表彰等選考委員会の開催
- ・表彰状および感謝状の授与式の開催
- ・社会福祉大会の開催方法等にかかる検討の実施【新規】

7 災害に強い地域づくり推進事業

日本各地で自然災害が発生する中、いざというときに「助けて」と言い合える地域づくりの実現に向け、災害発生時に備えた防災・減災にかかる啓発やワークショップ（交流会）を開催するとともに、災害支援における職員のスキルと実践力の習得を目的とする学びの場を開催し、日頃からの見守り合い・助け合い・支え合いの体制や仕組みづくりを進めます。

また、「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる協定書」に基づく体制や連携を強化していくため、今後5年間を実践期間とする「強化プラン（仮）」の策定を行うこととし、行政をはじめとする関係機関や事業所等と協議および調整の場を設けます。さらに、災害発生時に即時対応が可能となるような必要備品の整備を計画的に実践していきます。

- ・「災害にも強い地域づくり」ワークショップ（交流会）、職員向けスキルアップ研修の開催【拡充】
- ・学区や自治会での出前講座や防災訓練等における啓発
- ・災害ボランティアセンター事業（防災訓練・啓発事業）の実施
- ・体制や連携の強化に向けた「強化プラン（仮）」策定【新規】
- ・行政や関係機関、事業所等との協議および調整の場の開催【新規】
- ・災害発生時を想定した必要備品の整備【拡充】

※災害時避難行動要支援者制度業務にかかる事業委託は令和4年度で終了

8 子ども・若者支援事業

さまざまな理由により生きづらさや課題、悩みがある子どもや若者、その家族を対象として、地域における多様な居場所づくり（子ども食堂、学習支援の場、夜の居場所であるフリースペース、若者サロンなど）の充実と推進を図ります。

また、“幸せは子どもたちが今と未来を生きるために大切なもの”という願いや想いをみんなで応援するカタチとして設置している「子どもの幸せ応援基金」（愛称：はぴとも基金）を活用し、子ども・子育て世帯への応援を目的とする事業の実施やピ

アサポートの場やヒト、グループづくりを推進するほか、子どもに関わる活動団体への助成等を行うことにより、子どもの幸せへつながる多様な場や機会、活動等の充実を図ります。

これらの推進を図るとともに、子ども支援や子育て世帯支援に向けた各取組（特に助成のしくみ）について、行政や関係者・機関と共に評価や見直しを行う場を設け、より効果的な事業の在り方や重点事項、行政等との役割分担などを協議します。

- ・子ども・若者支援コーディネーターの配置 1名（兼務1名）
- ・地域における多様な居場所の立ち上げおよび運営支援
- ・子ども支援活動者交流会や勉強会の開催 年2回
- ・「子どもの幸せ応援基金」活用事業
 - ・子どもの居場所への参加支援（タクシーや公共交通機関の利用およびボランティアによる送迎）【拡充】
 - ・ひとり親世帯、外国人・障害のある親、障害のある子のいる世帯へのサポート（“ほっと安心できる場や存在” づくりにつなげていく気づきや学び、きっかけのための講座や交流会の開催、ピアサポートの場の立ち上げ支援）
 - ・子どもの居場所づくり助成
 - ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体へのクラウドファンディングのファーストチャレンジサポート助成
 - ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体への公募型応援助成（プチクラファン（指定寄付））【拡充】
 - ・ベビー&キッズ用品、学校必需品リユースの開催支援助成
 - ・フードバンク&フードパントリーの活動支援助成
 - ・長期休暇中に支援が必要な子どもへのお弁当配布事業助成
 - ・マンスリーサポーター向けニュースレターの発行
- ・各取組（助成のしくみ）にかかる評価および見直しに向けた協議の実施【新規】

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：善意銀行運営事業]

9 彦根善意銀行運営事業

市民の“何か地域の役に立ちたい”という温かい善意の気持ち（金品や物品）をお預かりし各種福祉活動に役立てるため、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置を進めるほか、誰もが気軽に地域福祉活動へ寄付しやすい環境づくりに取り組みます。

また、集まった寄付は、市内におけるさまざまな助け合い・支え合いや社会参加・就労の機会確保のための財源として活用します。

○助け合い・支え合いの機会や活動の推進

- ・フードバンクおよび学用品、善意銀行倉庫の確保
- ・火災り災世帯や困窮世帯等への緊急支援（見舞金、物資・食糧支援等）

- ・車いす等の「ふくしのまちづくり応援グッズ」の修繕および整備
- 社会参加・就労の機会確保の推進
 - ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援の実施

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：福祉基金運営事業]

10 福祉基金運営事業

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を目的に設置している福祉基金を活用し、市内におけるモデル的な取組や本会が実施する地域福祉事業の推進および充実を図ります。

- モデル的な取組の推進（福祉のまちづくり活動助成）
 - ・外出困難な高齢者等への買い物支援や生活しづらい方等への生活支援活動
 - ・引きこもりがちな高齢者や障害者、子ども・若者等が外出する機会の創出および地域と交流を図るための場づくり
 - ・災害弱者を支援するための体制づくりや福祉マップづくり
 - ・空き家等の活用による多様な住民のつながりをつくる拠点づくり
- 本会が実施する地域福祉活動の推進および充実
 - ・各事業の実施に対し必要に応じて活用

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：子どもの幸せ応援基金運営事業]

11 子どもの幸せ応援基金運営事業

“幸せは子どもたちが今と未来を生きるために大切なもの”という願いや想いをみんなで応援するカタチとして設置している「子どもの幸せ応援基金」を活用し、子ども・子育て世帯への応援を目的とする事業の実施やピアサポートの場やヒト、グループづくりを推進するほか、子どもに関わる活動団体への助成等を行うことにより、子どもの幸せへつながる多様な場や機会、活動等の充実を図ります。

また、子どもの幸せ応援の実現に向け、より多くの共感と参加へつなげていくため、広く寄付の呼びかけを行うとともに、基金への親しみを感じてもらうために「はぴとも」ロゴマークを活用した広報・PRを行います。

- 子ども・子育て世帯への応援
 - ・子どもの居場所への参加支援（タクシーや公共交通機関の利用およびボランティアによる送迎）【拡充】
 - ・ひとり親世帯、外国人・障害のある親、障害のある子のいる世帯へのサポート（“ほっと安心できる場や存在”づくりにつなげていく気づきや学び、きっかけのための講座や交流会の開催、ピアサポートの場の立上げ支援）
- 子どもに関わる活動団体への応援
 - ・子どもの居場所づくり助成
 - ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体へのクラウドファンデ

- ・ イングのファーストチャレンジサポート助成
- ・ 子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体への公募型応援助成（ブックラファン（指定寄付））【拡充】
- ・ ベビー&キッズ用品、学校必需品リユースの開催支援助成
- ・ フードバンク&フードパントリーの活動支援助成
- ・ 長期休暇中に支援が必要な子どもへのお弁当配布事業助成
- 小児難病救済見舞金の支給
- 寄付の呼びかけ
 - ・ マンスリーサポーターの募集およびニュースレターの発行
 - ・ ロゴマークの活用による広報・PR

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：一般募金配分金事業]

1.2 一般募金配分金事業

赤い羽根共同募金（地域助成金）を活用し、福祉活動情報の発信や地域福祉の推進に取り組む団体の活動に助成します。

また、共同募金の事務局担当として地域支援課の強みを活かし、募金の呼びかけから使い道、共同募金を活用した地域づくりの一体的な推進および活用していく体制へ強化を進めます。

- 地域における見守り合い活動を推進する助成
 - ・ 見守り合い活動推進助成事業（対象：自治会）
 - ・ 心配ごと相談の実施
- 多世代の居場所づくりを推進する助成
 - ・ 多様なつながりづくり推進事業（助成事業/対象：学区（地区）社協）
 - ・ 子どもの居場所づくり助成事業
- 助け合い・支え合いの地域づくりを推進する助成
 - ・ 災害ボラセンの備品整備および体制強化【拡充】
 - ・ おたがいさんさん号・おたすけトラの貸出および運行
 - ・ 「ひこねおでかけサポート号（仮）」の運行支援【新規】
 - ・ 第2次地域福祉推進計画および住民福祉活動計画における取組の推進【新規】
- 福祉の学びや体験を深める助成
 - ・ 社会福祉大会、ボランティアフェス（仮）の開催
 - ・ ひきこもりへの理解を深める研修会の開催【新規】
- 福祉情報を届ける助成
 - ・ 広報紙「社協ひこね」の発行（点訳・音訳を含む）
 - ・ 学区（地区）社協広報紙発行助成金
- 地域の福祉団体・ボランティア団体を応援する助成
 - ・ 彦根市民生委員児童委員協議会連合会助成

- ・「社会を明るくする運動」彦根市推進委員会助成
- ・当事者および家族支援を行う福祉団体助成
- ・福祉活動を行うボランティア団体助成

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：歳末たすけあい募金配分金事業]

1 3 歳末たすけあい募金配分金事業

彦根市共同募金委員会において、『歳末たすけあい運動』の主旨を踏まえ、彦根地域における福祉・生活課題の実情に即した助成内容となるよう見直しが行われたことを受け、本会が行う次の各事業の推進および充実に努めます。

- ・生活に困窮する個人や世帯への福祉援助事業【拡充】
 - 生活困窮世帯への食糧支援（あったかごはん）の実施
- ・ひきこもりや社会的孤立など、生きづらさや生活課題、福祉課題を有する個人や世帯への福祉援助事業
 - 広報紙「社協ひこね」の仕分け作業をはじめ社会的就労の場への社会参加支援

[拠点区分：老人福祉センター運営事業／サービス区分：北老人福祉センター運営事業]

1 4 北老人福祉センター運営事業

第2期指定管理業務の中間年にあたることから、これまでの取組を検証し、シニア世代の「健康」「生きがい」「つながり」の場となるよう、新たな試みを展開するとともに、気軽に立ち寄れるフラットな拠点をめざして事業充実と適正な施設の管理運営を図ります。

一方で、物価高騰に伴う光熱費などの公共料金の値上げによる経費負担は計り知れず、利用者にも不便をきたすことは避けられないことから、冷暖房費の節減について丁寧な説明と協力をを行い、エコ対応に向けた経営努力をしつつ必要な事業を展開していきます。

- ・自主事業
 - いきいきチャレンジ事業、健康づくり・介護予防事業、シニア世代の居場所づくり事業、子育て親子の居場所づくり・異世代交流事業、ハピネスいきいきクラブの育成事業、広報・啓発事業
- ・相談事業
 - 生活相談（随時）、健康・介護相談（随時）
 - 相談付き健康教室（彦根市地域包括支援センターハピネスとの連携）
- ・施設の有効活用
 - 自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務、電子浴の利用（常時）、入浴（月曜日・木曜日）、就職面接のための協力支援（浴室活用）、健康増進コーナー（ルームランナー・リカンベントバイク、電動ステッパー等）の充実

《重点項目：相談援助、生活支援活動の充実と推進》

○相談支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：福祉総合相談事業]

1 総合相談体制整備事業

困ったときに相談できる窓口を明確化し、困りごとや課題の早期発見・対応へつなげていくことができるよう、多様な相談機会の確保に向けた体制および情報の整備を進めていくとともに、支援が必要な方へ相談窓口の情報が行き届くように周知に取り組みます。

また、国が示している「重層的支援体制整備事業」は、彦根市でも令和5年度より本格的に実施となるため、市の関係各部門や圏域の多様な機関との連携強化に努めます。

複合的な課題や既存の制度の狭間の課題を抱える相談への個別支援を行うため、市関係所属および多機関と協働し、専門職や地域の関係者が一堂に会する「まるごと連携会議」を開催します。

個別支援を多職種・多分野連携により実践していく中で、それぞれの支援機関・団体が有する情報やノウハウの蓄積を図りながら連携体制を構築していくとともに、「まるごと連携」における課題整理を行うことで、より効果的な仕組みや不足する資源等の見える化を行います。また、相談機関の相談員同士の顔の見える関係づくり、相談スキルアップ研修、ケース検討等を実施することにより多職種・多分野における連携体制の構築を継続します。

さらに、自ら相談支援機関等へつながることが困難であったり、本人がニーズや課題を把握することが困難なために放置されたままになっている世帯や当事者に対し、関係機関や地域の支援者等と連携し、アウトリーチによる関係の構築と相談支援のきっかけを作り個別対応を実施していきます。特に、中長期のひきこもり者など複数の機関や専門職が連携し時間をかけて関係構築を図りながら相談支援へつなげていくことが必要なケースに対し、医療・福祉・保健等の各分野の強みを活かしあうアウトリーチ支援チームの体制により解決に向けた対応を継続します。

○多様な機関との連携強化

・“多機関協働事業”の推進

相談員の配置 3名（兼務2名）

「困りごとや課題を抱える相談者をみんなで支える」とともに、「相談者に向き合う支援者をみんなで支える」ための体制の整備

「まるごと連携会議」の開催 随時

多職種・多分野における相談機関の連携体制の構築

「相談機関交流会」の開催 年3回

「まるごと連携」によるケース検討を通じた課題整理

「まるごと連携会議」の開催〔再掲〕	
アウトリーチ支援チーム体制・ひきこもり支援のネットワークの構築	
医療・福祉連携によるアウトリーチ支援体制づくり	
「アウトリーチ支援チーム会議」の開催	年5回
「ひきこもり支援ネットワーク会議」の開催	年2回
「ひきこもりへの理解を深める研修会」の開催	年1回

○アウトリーチ支援事業の推進

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	2名(兼務1名)
SOSの発信力が弱い世帯や当事者等へのアウトリーチによる個別対応	
困難化や長期化する前の早期発見、早期対応の体制(地域)づくりの推進	

○誰もが安心して相談できる体制および情報の整備

「心配ごと相談」の常設	平日10時～16時(12時～13時を除く)
「無料法律相談」の定期開催(弁護士による無料相談)	毎月1回
「高齢者・障がい者なんでも相談会 in 湖東」の開催	年2回
1市4町の行政、社会福祉協議会が連携して、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、税理士等)の協力のもと、1市4町の市民、町民からの相談に対応	

2 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害などの理由により、判断能力が十分でない方々が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助サービスや日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等の権利擁護に係る支援を行います。また、さまざまな理由で判断能力が低下し、本事業の対象外となる部分の支援として、「法人後見の受任」を本格的に開始していきます。これにより、職員の業務に対する知識やスキルを高め、社協の支援に厚みを加えていきます。このことは同時に、後見人が見つからない、あるいは家族間の紛争などを抱える困難事例の場合などに、将来的には社協の法人後見を通してカバーしていくことも期待され、強い覚悟も求められます。社協は、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)において、判断能力の不十分な人の権利を守ってきた経験があり、公共性・公益性の高い法人であることから、こうした取組は制度への信頼性と安心感を高めることになると考えています。

・地域福祉権利擁護事業の実施

専門員および支援員の配置	専門員3名(兼務3名) 支援員3名(兼務1名)
--------------	----------------------------

・法人後見事業運営委員会の開催

※権利擁護サポートセンター運営委員会と同時開催

3 生活困窮者支援事業

低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットのひとつとして、滋賀県社会福祉協議会から事務委託を受け、継続的な相談支援と合わせて、生活費や一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金のほか、教育支援資金、福祉資金等の貸付けを行います。また、生活困窮者の自立支援への対応として、「生活つなぎ資金貸付制度」の継続実施に加え、就職面接時のスーツ無料貸出や散髪、入浴の支援を行うほか、課題を抱える相談者等への細やかな対応を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等でお困りの世帯への緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付および、償還に係る事務手続きは、昨年度で終了しましたが、償還手続きが出来ていない世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの方からの償還に関する相談も多くあることから、生活状況の聞き取りなどを丁寧に行い、改善につながるための支援を滋賀県社会福祉協議会と連携の上、実施します。

- ・福祉相談員の配置 2名
- ・生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付相談による自立支援
- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援、入浴支援の実施
- ・善意銀行への寄付を活用した困窮者の生活継続のために必要な物資の提供
- ・特例貸付の償還に伴う各種相談への対応
- ・償還免除対象者等への生活状況の聞き取りおよび改善に向けた支援の実施

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：権利擁護サポートセンター運営事業]

4 権利擁護サポートセンター運営事業

湖東地域1市4町の「彦愛犬権利擁護サポートセンター」として、高齢者や障害のある方などが、判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で変わることなく尊重されるとともに、持てる能力を活かして誰かを支える側になることで、その人らしく安心した生活を送れるよう支援を行い、彦愛犬圏域の住民の権利擁護の向上に資することを目的として運営を行います。

昨年度に引き続き、1市4町において行政職員をはじめ地域包括支援センターの職員や民生委員など福祉関係者の成年後見制度への理解を深めてもらうための研修等の機会を増やし、啓発用チラシの作成、市町広報・市町社協だよりによる周知、さらには住民に向けた出前講座等も積極的に活用し、啓発に力点を置いた事業の推進に努めます。

さらに、前年度試験的に愛荘町で行った出張相談会を行政担当者と打ち合わせをしながら犬上郡各町での開催を検討し、相談機会の確保や啓発の機会を広げていきます。

令和3年度から始めた親族後見人交流会について、広報や周知依頼等いろいろ工夫をして開催してきましたが参加希望者が増えない傾向が見えてきました。今後はニーズ等を確認しながら開催を継続していくかどうかの判断をしていきます。

市民後見人については、圏域の現状から後見人等が不足しているという実態にはありませんが、高齢化が進行する中で今後ますますニーズが高まると考えられることから、市民感覚を生かした支え合いの地域づくりの視点を持って、本市に適した育成内容を検討していきます。

また、前年度から受任を開始し始めました法人後見業務について、一年を通した成年後見業務を経験することで相談者や関係機関等への適切な助言や寄り添った支援に生かしていきます。

権利擁護のための地域連携ネットワークづくりについては、前年度から行政担当者と※協議会についての学習を始めたばかりであります。今後は設置するか否かの判断も含め更なる研究と検討を重ねていきます。

※協議会とは、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

そして、高齢者の単身世帯や親族と縁遠い方が増えている昨今、住む場所を必要としているにも関わらず保証人がいないことから住居の確保ができない、施設への入所を断られる、入院する時や転院するときに困るといった方が増えており全国的な課題となっております。身元保証を地域課題として解消できるよう研究・検討していきます。

- ・ 彦愛犬権利擁護サポートセンター運営委員会の運営
- ・ 高齢者や障害者の権利擁護に関する相談
- ・ 市町との連携による虐待等の権利侵害への対応
- ・ 成年後見制度の利用についての相談【拡充】
- ・ 出張相談会の開催による成年後見制度の相談機会の確保や啓発の推進【新規】
- ・ 圏域の福祉の専門職・住民向け成年後見制度啓発のための講演会の実施【拡充】
- ・ 成年後見制度啓発のための出前講座の実施
- ・ 親族後見人等の交流会の実施
- ・ 地域の権利擁護支援の担い手づくりの検討
- ・ 権利擁護のための地域連携ネットワークづくり(協議会設置に向けた研究・検討)【拡充】
- ・ 身元保証についての研究・検討【新規】

[拠点区分：地域包括支援センター運営事業／サービス区分：包括ハピネス運営事業]

[" ／サービス区分：包括ひらた運営事業]

[" ／サービス区分：包括いなえ運営事業]

5 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センター（ハピネス・ひらた・いなえ）においては、市内6地域のうち3地域の地域包括支援センターを市より受託しており、高齢者を中心に市民の介護や福祉、保健、医療等生活全般における総合相談窓口として、心身の健康保持、生活の安定のために必要な援助を行います。地域の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムを進化・推進するための中核機関となるよう取組を進めながら各事業を実施します。

また、各事業の円滑で効果的な推進をめざし、地域住民や介護保険事業所、医療機関、行政等の多様な関係機関との連携を深めるよう努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域包括支援センターとして必要な訪問活動や集まりの場等への支援が難しくなっている部分はありつつも、感染予防に細心の注意を払いながら取組を進めます。

地域包括ハピネス 西中学校区（城西・城北）

地域包括ひらた 中央中学校区（金城・平田）

地域包括いなえ 稲枝中学校区（稲枝東・稲枝西・稲枝北）

- ・包括的支援事業〔必須事業〕

（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務）

- ・認知症早期気づきキャラバン事業

脳健康チェック付ほっとかない認知症出前講座

- ・一般介護予防事業

金亀体操（出前講座、体操講座、体操フォローアップ）

《重点項目：介護保険、障害福祉サービス事業の充実》

○在宅介護課事業

[拠点区分：介護保険・障害福祉サービス事業／サービス区分：訪問介護事業]

[" " " " ／サービス区分：通所介護事業]

[" " " " ／サービス区分：居宅介護支援事業]

[" " " " ／サービス区分：障害福祉サービス事業]

「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できるように支援します」の基本理念に基づき令和4年4月1日からは通所介護課と統合し、在宅介護課として管理運営を行い、介護保険利用者への居宅介護支援事業（ケアプラン作成）・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・通所介護事業（デイサービス）の各種事業を実施しています。

介護保険法、障害者総合支援法の定めに基づき、可能な限り自立したその人らしい日常生活が送れるよう、常に利用者の立場に立ちニーズや状況に応じた適切なサービスの提供、支援に努めます。

それに伴い介護職員の人材確保、育成と定着を図り効率的なサービス提供体制の構築と事業の安定した運営に努めます。

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供できる体制を築くため、日頃から感染防止策の徹底を図るとともに、有事に対する備えとして業務継続に向けた取組の強化等を図ります。また、地域と連携した対応の強化を推進して在宅生活の支援に努めます。

○居宅介護支援事業（平田）

在宅生活、在宅介護における様々な困りごとを、利用者、介護者と共に考え寄り添う姿勢を忘れず、日々の支援に従事していきます。

- ・居宅サービス計画書の作成
- ・要介護認定やその他必要な申請についての助言や代行
- ・入退院時の連携
- ・介護保険事業所、施設への紹介、相談

○訪問介護事業（平田）

「気づき→発信→共有をサービスに生かそう」を目標とし、昨年度の反省を踏まえながらチーム内での連携を深め、サービスの質を向上させられるよう取り組みます。

- ・訪問介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス
- ・障害福祉サービス事業
- ・介護保険外の自費サービス

○通所介護事業（北）

「利用者の持てる力を取り上げない」「介護の必要な方には、安心して生活していただけるよう状況に合った介護をします」をサービス目標に掲げ、利用者一人一人のニーズに応じた支援をします。社会参加・地域貢献活動、機能訓練、調理、買い物、健康講座など、利用者の意欲を高める取組に特に力を入れていきます。

- ・通所介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス
- ・自費サービスの提供(要支援認定の方)

《重点事項：組織基盤の整備と強化》

○総務課関係

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

地域や行政等から期待される使命を達成できる組織を目指し、ガバナンス強化に取り組みながら、理事会、評議員会を適宜開催し、組織全体のマネジメント機能を高めるよう努めます。また、事務局組織の適正な運営を図るため、経営機能・能力、内部連携の強化を図っていきます。職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりが組織人としてまた、職位に応じた役割を果たすとともに、専門職としての資質向上も図りながら、協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を進めます。

1 法人運営体制の充実

- 1) 理事会、評議員会の開催
 - ア) 市社協の事業に対する各役員の意見反映
 - イ) 議決機関としての評議員会の機能と市社協事業への理解促進や地域課題の共有

2 事務局体制の充実

- 1) 税理士・社労士・弁護士等の専門家と連携した経営機能・能力の向上
 - ア) 税理士と連携した適切かつ安定的な経営
 - イ) 社労士と連携した適切な労務問題の解決
- 2) 組織人、職位に応じた質の高い人材の育成
 - ア) 外部研修を利用した計画的な研修受講
- 3) 内部研修の充実と専門職研修の受講
- 4) 人事評価制度についての検討
 - ア) 職員の勤務状況や能力評価を通して、給与や人事に反映する仕組みについて社労士の助言・指導を得ながら検討
- 5) 職員間コミュニケーションツールの整備と内部連携の強化
 - ア) I T機器を活用した職員間連絡・コミュニケーションツールの導入
 - イ) 内部連絡会議の開催
 - 連絡調整会議
 - 衛生委員会
 - 広報検討委員会 等

3 会費の使途の見える化等による会員増強

- 1) 重要財源であることのPRと呼びかけ強化
 - ア) 賛助会費について、市内の福祉施設・団体をはじめさまざまな団体に呼びかけ共感を得ながら安定財源の確保に努める

イ) 協力団体等について「社協ひこね」やホームページ等で公表し、地域福祉活動への協力の感謝の表明と、協力団体であることのPRを行う

4 広報事業

身近な地域の福祉活動情報について、広報紙やSNS等を通して広く発信し、住民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。

また、広報紙の発行について、仕分け作業を市内の障害者作業所への委託を行ったり、一般就労が難しい方の社会的就労の場としての活用を行ったりすることで、障害や生きづらさ、福祉課題のある方等の社会参加の機会の提供および拡充へつなげていきます。様々な広報媒体を活用し、地域活動や福祉情報を広く市民や無関心層へ福祉に関心を持つきっかけとして情報発信を進めます。

- ・広報紙「社協ひこね」の発行
- ・広報紙「社協ひこね」の仕分け作業ならびに搬入作業について、障害者作業所への委託および社会的就労の場としての活用
- ・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行
- ・ホームページの運営
- ・SNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラム）の活用

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：子どもの幸せ応援基金運営事業]

5 小児難病救済助成事業

「子どもの幸せ応援基金」（通称：はぴとも基金）を原資とし、市内に在住する小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、見舞金を支給します。

また、これまでの支給方法（振込月）を見直し、申請に応じて随時対応できるようにします。

- ・見舞金の支給 30件

《衣装貸付事業（収益事業）》

[拠点区分：衣装貸付事業／サービス区分：衣装貸付事業]

組織の安定した経営を図り、継続的な地域福祉活動財源の獲得を通して地域福祉が推進できるよう、貸衣装事業に取り組みます。また、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の終日営業を継続し、利用者の要望に応えます。

社協広報(社協ひこね)の各号裏面をカラーで、広報活動を強化することによって売り上げ増となるよう努めます。また、広報活動の一環として継続して貸衣装室のインスタグラム、ツイッター、フェイスブックの各種SNSを更新し、利用者にタイムリーな情報を提供して売り上げにつながるように努めます。